

令和6年4月8日

越生町立小・中学校保護者 様

越生町教育委員会

学校給食費等の無償化実施に伴う委任状の提出について

春風の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、教育委員会の諸活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、越生町では、令和6年度から、保護者の皆様の経済的負担を軽減するため、小・中学生の学校給食費等を無償化することとしました。無償化の経費は町からの補助金として支出しますが、交付申請等の補助金に係る各種手続きを越生町学校給食運営委員会へ委任していただく必要があります。

つきましては、下記の通り別添委任状のご提出をお願いいたします。

記

1 委任状の対象者

越生町立小中学校に在学する児童・生徒の保護者

2 手続方法

別添の委任状を4月15日（月）までに学校へご提出ください。保護者の委任を受けた越生町学校給食運営委員会が、町へ学校給食費等の無償化に係る経費（補助金）の交付申請等の各種手続きを行います。

3 令和6年度補助金額

区分	内 訳	公費負担額	公費負担総額	保護者負担額
小学校	学校給食費分	年額 48,000 円 (4,000 円×12 月)	49,920 円	0 円
	物価高騰分	年額 1,920 円 (160 円×12 月)		
中学校	学校給食費分	年額 56,400 円 (4,700 円×12 月)	60,000 円	0 円
	物価高騰分	年額 3,600 円 (300 円×12 月)		

4 その他

- ・ 就学援助・就学奨励、生活保護の認定を受けられている方につきましても、委任状のご提出をお願いいたします。
- ・ 委任期間は、在学期間中となります。町内で転校、進学した際は、改めて委任状の提出が必要となります。
- ・ アレルギー等により学校給食に弁当を持参する児童生徒の保護者の方には、補助金の申請について別途ご案内をさせていただきます。
- ・ ご不明な点等ございましたら、学務課学務担当（電話049-292-3121）まで、お問い合わせください。